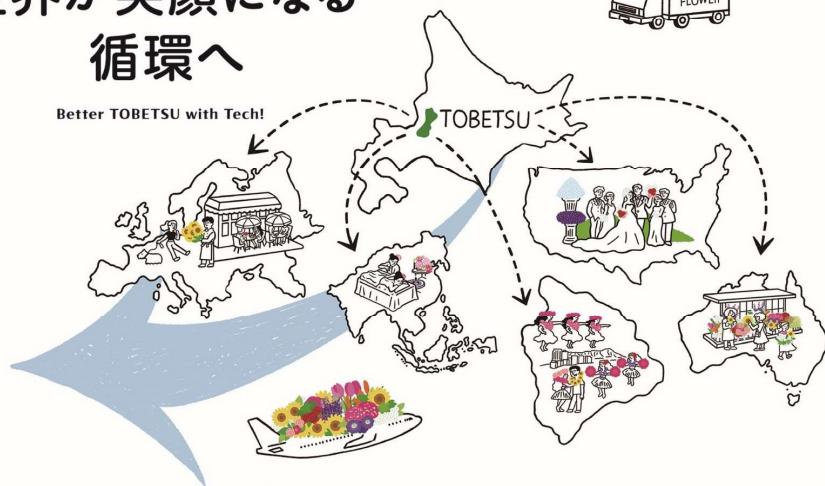


当別の花
×
テクノロジー
世界が笑顔になる
循環へ

Better TOBETSU with Tech!



企業版ふるさと納税で、ご支援ください



『当別町農業10年ビジョン推進プロジェクト』に掲げる
農業のDX化のさらなる推進に向けて、
取り組みを応援していただける企業様を募集しております！



企画部企画課企画係（プロジェクト担当：経済部農務課）
〒061-0292北海道石狩郡当別町白樺町58番地9
Tel : 0133-23-2393 Fax : 0133-23-3206



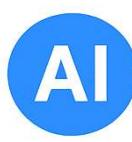
【当別町HP】

【農業10年ビジョン推進プロジェクトの取組】

北海道屈指の花き産地である当別町で、
プロジェクトの重要な柱として、
農業のDX化に向けて、
3つの具体的な取り組みを進めています。



ブレインテック(脳波測定)
技術を活用した
花卉自動選別機の導入



AIを活用した経営改善
システムの導入



当別の花のブランド
向上(花の輸出実施)

【企業版ふるさと納税とは】

企業版ふるさと納税は、国が認定した地域再生計画に位置付けられる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。

損金算入による軽減効果(寄附額の約3割)と合わせて、令和2年度税制改正により拡充された税額控除(寄附額の最大6割)により、最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されます。

【税目ごとの特例措置の内容】

1 法人住民税
寄附額の4割を税額控除(法人住民税法人税割額の20%が上限)

2 法人税
法人住民税の控除額が寄附額の4割に達しない場合、寄附額の4割に相当する額から
法人住民税の控除額を差し引いた額を控除(寄附額の1割、法人税額の5%が上限)

3 法人事業税
寄附額の2割を税額控除(法人事業税額の20%が上限)

【寄附にあたっての主な留意事項】

- 1回当たり10万円以上の寄附が対象となります。
- 地方公共団体は、寄附の見返りとして、寄附企業に経済的な利益を供与してはならないこととされています。
- 企業の本社が所在する地方公共団体への寄附については、本制度の対象とはなりません。
(当別町への寄附については、当別町外に本社のある企業が対象となります。)